【2025年度】GLP-QAP登録者の登録更新の手引き

一般社団法人日本QA研究会 GLP-QAP登録委員会

GLP-QAP登録者の登録更新は、有効期間が切れる年度の11~12月に更新申込を受け付けております。登録更新には、<u>過去4年間の更新点数の累計が20点以上</u>あり、かつ<u>登録更新時に問題素案3間を</u>提出する必要があります。以下の手順に従って手続きを行ってください。

1. 登録更新に必要な書類の準備

以下の書類を準備する。書式は日本QA研究会Webサイトからダウンロードしてください。

- ① GLP-QAP登録更新のための自己採点・申告表及びその陳述 (Excelファイル)
- ② 問題素案提出用紙 (Excelファイル)
- ③ GLP-QAP登録更新書類のチェックリスト (Wordファイル)

【注意】提出書類は日本 QA 研究会の Web サイトから入手したファイルを使用して作成してください。過去の年度のファイルを使用して書類を作成した場合、書類不備となり、更新判定を受けることはできません。書類の再提出については、5. を確認してください。

2. 登録更新に必要な書類の作成

- 1)「①GLP-QAP登録更新のための自己採点・申告表及びその陳述」のExcelファイルの「記載例」のシートを参考に、「提出用」のシートに申告内容及び点数を記入する。
- 2) 「②問題素案提出用紙」に問題素案3問を記入する。
- 3) 「③GLP-QAP登録更新書類のチェックリスト」を用いて、「①GLP-QAP登録更新のための自己採点・申告表及びその陳述」及び「②問題素案提出用紙」の内容に不適切な箇所がないか確認する。全てのチェック項目の確認(「✔」等の記入)が終了した後、日付の記載及び署名(手書き又は記名)を行う(提出時:Word又はスキャンpdfファイル)。
- 4) 「①GLP-QAP登録更新のための自己採点・申告表及びその陳述」の「提出用」のシートを印刷し、日付の記載及び署名(手書き)を行う(提出時:スキャンpdfファイル)。

3. 登録更新手続き

下記申込サイトにアクセスし、更新申込を行う。

なお、登録更新料の振込については、下記4.を確認してください。

申込期間: 2025年11月18日 (火) 13時 ~ 2025年12月11日 (木) 17時までとなります。

申込サイト: https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/JsqaLQAP25Renew25/RenewApply/

- ★登録更新に必要な書類
- ① GLP-OAP 登録更新のための自己採点・申告表及びその陳述(スキャン pdf ファイル)
- ② 問題素案提出用紙(Excel ファイル)
- ③ GLP-QAP 登録更新書類のチェックリスト (Word 又はスキャン pdf ファイル)

<mark>【注意】</mark>申込サイトにて①、②、③をファイルアップしてください。

※更新申込が完了すると、申込時に入力したメールアドレスに申込完了のメールが送信されます。 修正事項等がある場合、送信されたメールに記載された URL にアクセスし、締切期日までに修 正してください。

なお、申込完了メールが迷惑メールフォルダーに振り分けられることがありますので、申込完了 メールが届かない場合、迷惑メールフォルダーをご確認ください。

プライバシーポリシー

- ・ 申込内容は、担当者により適切に管理され、GLP-QAP登録制度の運営(更新等)以外に使用すること はありません。
- ・ 本申込システムは、提供先である㈱ソフトエイジェンシーと本会の間で締結された機密保持を含む委 受託契約に則り運営します。

4. 登録更新料の振込

締切日までに登録更新料(7,000円:税込)を下記の口座に振り込んでください。

振込締切日:2025年12月11日(木)

銀行・支店:みずほ銀行・芝支店

口座:普通預金 4757806

口座名:一般社団法人日本OA研究会

フリガナ:シャ)ニホンキューエーケンキュウカイ

※依頼人欄に登録更新者の「氏名」と「GLP-QAP登録番号」を記入してください。依頼人欄に 「氏名」と「GLP-QAP登録番号」を記入できない場合は、日本QA研究会GLP-QAP登録委員 会(rqap-glp@jsqa.com)まで内容をお知らせください。

※本会は免税事業者です。適格請求書発行事業者登録(インボイス登録)はしておりません。

5. 更新申込から登録証発行まで

GLP-QAP登録委員会において更新申込及び更新料の振込を確認した後、提出された書類に不適切な箇所(間違い、記載漏れ等)がないか、更新の要件を満たしているかの審査を行います

更新不可となった方には、GLP-QAP登録委員会<u>委員長より書類の再提出の連絡をします。</u> 再提出期限:2026年1月22日(木)までに不適切箇所を修正した書類が提出された場合に再審査 を行います。再審査後に更新不可となった場合の更新料の返金はありません。

更新可となった方には、登録証を3月末までに郵送します。

【ご注意】

- ・登録証の発送先にご自宅の住所を記載される場合、<u>表札と発送先のお名前の表示が異なると登</u> 録証が届かないことがあります。申込サイト備考欄に新姓・旧姓使用等の記載をお願いします。
- ・郵送到着後に登録証の再発行をする場合、再発行費用(手数料、郵送料含む)がかかります。

6. その他

1) 更新手続きを申込サイト及びメール送付等電子対応ができない場合、

更新申請申込締切日までに登録更新者の氏名を記入し、まずは日本QA研究会GLP-QAP登録委員会(<u>rqap-glp@jsqa.com</u>)宛にメールにてご連絡ください。

*申請書類を郵送する場合は、更新申請申込締切日必着での郵送手配をお願いします。

- 2) 登録更新手続き等に関するお問い合わせは、日本QA研究会GLP-QAP登録委員会宛にご連連絡をお願いします。 (rqap-glp@jsqa.com)
- 3) 退職等により日本QA研究会から退会された後にも登録更新を予定されている場合は、できるだけ退会の際に、その後の連絡先(e-mailアドレス)を日本QA研究会GLP-QAP登録委員会 (rqap-glp@jsqa.com) までお知らせください。

以上